

工事成績採点の審査項目別運用表

(・監督員用)

〔記入方法〕該当する項目の を黒く塗りつぶす

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
1 施工体制	・ 施工体制一般		施工体制が適切である	他の項目に該当しない	施工体制にやや不備がある	施工体制に不備がある	
		<p>対 評 [ 評価対象項目 ]</p> <p>価 値</p> <p>作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図（下請け3,000万円、建築工事は4,500万円以上）もしくは施工計画書で確認できる。（全工事適用）</p> <p>施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられている。（下請け3,000万円、建築工事4,500万円以上）</p> <p>工事カルテの登録が監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。</p> <p>社内検査の時期、確認事項が工事全般にわたり良く把握されている。（社内体制が確立され、有効に機能している。）</p> <p>社内検査員の身分（社員）、経歴が確認でき適正である。</p> <p>建設業許可標識、法令その他必要な標識を公衆の見やすい場所に掲示している。</p> <p>「施工プロセスのチェック」、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」で指摘事項がなかった。また、指摘事項に対する改善が速やかに（次回点検まで）実施され、報告された。</p> <p>その他（ )</p> <p>評価対象項目のうち達成項目が80%以上 ..... b</p> <p>評価対象項目のうち達成項目が60%以上80%未満 ... c</p> <p>評価対象項目のうち達成項目が60%未満 ..... d</p> <p>評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>0 0</p> <p>-</p>				<p>施工体制が不備であり、工事監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記1項目該当事項があれば... e</p>	
	・ 配置技術者 (現場代理人等)		技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の項目に該当しない	技術者の配置にやや不備がある	技術者の配置に不備がある
		<p>対 評 [ 評価対象項目 ]</p> <p>価 値</p> <p>現場代理人として常駐し、工事全体の把握ができています。</p> <p>現場代理人として、工事監督員との連絡調整を書面で行うなど対応が良い。</p> <p>書類整理、資料整理が適切に処理されている。</p> <p>施工等に伴う創意工夫または提案をもって工事を進めている。</p> <p>契約書、設計図書、指針等をよく理解し、現場に反映して工事を行っている。</p> <p>設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。</p> <p>作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。</p> <p>下請けの施工体制、施工状況を把握している。</p> <p>主任技術者または監理技術者として技術的に優れ、良好な施工に努めた。</p> <p>現場作業において労働安全衛生規則に定める作業に作業主任者及を選任し、配置している。</p> <p>「施工プロセスのチェック」、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」で指摘事項がなかった。また、指摘事項に対する改善が速やかに（次回点検まで）実施され、報告された。</p> <p>その他（ )</p> <p>評価対象項目のうち達成項目が90%以上 ..... a</p> <p>評価対象項目のうち達成項目が80%以上90%未満 ... b</p> <p>評価対象項目のうち達成項目が60%以上80%未満 ... c</p> <p>評価対象項目のうち達成項目が60%未満 ..... d</p> <p>評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>0 0</p> <p>-</p>				<p>現場代理人等の技術者が不備で、工事監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>建設業法第26条の2に定める専門技術者が配置されていない。</p> <p>上記1項目該当事項があれば... d</p> <p>上記2項目該当事項があれば... e</p>	



工事成績採点の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の を黒く塗りつぶす

( ・ 監督員用 )

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	・ 安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の項目に該当しない	安全対策にやや不備がある	安全対策に不備がある
		対 評 [ 評価対象項目 ] 象 価 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。（安全規則18条6、8） 各種安全パトロールで指摘を受けたことがない。 安全教育・訓練等については、安全施工技術指針に基づき、適時、的確に実施し、記録が整備されている。 施工現場の安全巡視の記録、作業前安全打ち合わせ（Tool-Box-Meeting）、危険予知（KY）活動の記録が整備されている。 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性などが十分反映されて、記録が整備されている。 過積載防止に取り組んでいる。 使用機械車両等の点検整備がなされ適切に管理されていた。 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 山留め、仮締め切り等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回点検まで）実施され、報告された。 その他（ ）		安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 上記1項目該当事項があれば..... e 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、工事監督員から文書により改善指示を行った。 上記1項目該当事項があれば..... d		
		評価対象項目のうち達成項目が90%以上 ..... a 評価対象項目のうち達成項目が80%以上90%未満 ... b 評価対象項目のうち達成項目が60%以上80%未満 ... c 評価対象項目のうち達成項目が60%未満 ..... d 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。				
		0	0	-		
	・ 対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の項目に該当しない	対外関係にやや不備がある	対外関係に不備がある
		対 評 [ 評価対象項目 ] 象 価 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。 地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または、苦情によるトラブルが少ない。 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 管継工事の施工にあたり、施設管理者等との適切な調整を行った。 「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回点検まで）実施され、報告された。 その他（ ）		関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当あれば..... e 請負者の対応による苦情が多い。また対応が悪くトラブルがあった。 関係法令に違反する恐れがあったため、工事監督員から文書により指示を行った。 上記1項目でも該当あれば..... d		
		評価対象項目のうち達成項目が90%以上 ..... a 評価対象項目のうち達成項目が80%以上90%未満 ... b 評価対象項目のうち達成項目が60%以上80%未満 ... c 評価対象項目のうち達成項目が60%未満 ..... d 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。				
		0	0	-		

工事成績採点の考査項目別運用表

( ・ 監督員用 )

[ 記入方法 ] 該当する項目の を黒く塗りつぶす

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3 出来形及び 出来ばえ	・ 出来形	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理にやや不備がある	出来形管理に不備がある
		対 評 象 価	[ 評価対象項目 ]			工事監督員から文書により改善指示を行った。
		出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 写真撮影が適切に行われ、創意工夫して適切に管理している。 出来形の形状・寸法が設計図書に適合している。 出来形の性能・機能が設計図書に適合している。 その他 ( )			上記該当事項があれば... d	上記該当事項があれば... e
		評価対象項目のうち達成項目が90%以上 ..... a 評価対象項目のうち達成項目が80%以上90%未満 ... b 評価対象項目のうち達成項目が60%以上80%未満 ... c 評価対象項目のうち達成項目が60%未満 ..... d 評価対象項目が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				
		0	0			

工事成績採点の考査項目別運用表

(建築・監督員用)

〔記入方法〕該当する項目の を黒く塗りつぶす

考査項目	細 別	工 種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	品質	建築工事 (新築等)	品質管理が適切である [評価対象項目]	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理にやや不備がある	品質管理に不備がある
		<p>(躯体工事)</p> <p>品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 材料の品質証明が適切である。 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 不可視部分の写真記録が適切である。</p> <p>(仕上工事)</p> <p>品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 材料の品質証明が適切である。 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。</p> <p>評価対象項目のうち達成項目が80%以上 ..... a 評価対象項目のうち達成項目が60%以上80%未満 ... b 評価対象項目のうち達成項目が50%以上60%未満 ... c 評価対象項目のうち達成項目が50%未満 ..... d 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。</p>				<p>工事監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば... d</p>	<p>工事請負契約書第16条3項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>上記該当事項があれば... e</p>
		建築工事 (改修)	品質管理が適切である [評価対象項目]	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理にやや不備がある	品質管理に不備がある
		<p>(改修工事)</p> <p>品質管理方法が明確である。 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 材料の品質証明が適切である。 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 品質・形状が適切で良好な施工である。</p> <p>評価対象項目のうち達成項目が80%以上 ..... a 評価対象項目のうち達成項目が60%以上80%未満 ... b 評価対象項目のうち達成項目が50%以上60%未満 ... c 評価対象項目のうち達成項目が50%未満 ..... d 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。</p>				<p>工事監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば... d</p>	<p>工事請負契約書第16条3項に基づき破壊検査を行った。</p> <p>上記該当事項があれば... e</p>

工事成績採点の考査項目別運用表

(電気設備・監督員用)

〔記入方法〕該当する項目の を黒く塗りつぶす

考査項目	細 別	工 種	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	品質	電気設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理にやや不備がある  工事監督員から文書により改善指示を行った。  上記該当事項があれば... d	品質管理に不備がある  工事請負契約書第16条3項に基づき破壊検査を行った。  上記該当事項があれば... e	
			対 象	[ 評価対象項目 ]				
			評 価	(機 材) 機材の品質及び形状について、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。				
				(施 工) 品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 施工完了時の試験及び記録が適切である。 機能の適切性が確認でき、試運転等の記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適切である。				
				評価対象項目のうち達成項目が80%以上 ..... a 評価対象項目のうち達成項目が60%以上80%未満 ... b 評価対象項目のうち達成項目が50%以上60%未満 ... c 評価対象項目のうち達成項目が50%未満 ..... d 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。				

工事成績採点の考査項目別運用表

(機械設備・監督員用)

〔記入方法〕該当する項目の を黒く塗りつぶす

考査項目	細 別	工 種	a	b	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	品質	機械設備工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理にやや不備がある  工事監督員から文書により改善指示を行った。  上記該当事項があれば... d	品質管理に不備がある  工事請負契約書第16条3項に基づき破壊検査を行った。  上記該当事項があれば... e	
			対 象	[ 評価対象項目 ]				
			評 価	(機 材) 機材の品質及び形状について、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。				
				(施 工) 品質計画による品質管理記録が整備されている。 施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 施工完了時の試験及び記録が適切である。 機能の適切性が確認でき、試運転等の記録が整備されている。 不可視部分の写真記録が適切である。				
				評価対象項目のうち達成項目が80%以上 ..... a 評価対象項目のうち達成項目が60%以上80%未満 ... b 評価対象項目のうち達成項目が50%以上60%未満 ... c 評価対象項目のうち達成項目が50%未満 ..... d 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。				
				0	0			

工事成績採点の考査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の と を黒く塗りつぶす

( ・ 監督員用 )

考査項目	細 別	技 術 力 キ ー ワ ー ド 一 覧 表	【事例】 具 体 的 な 評 価 技 術 力 項 目 及 び 工 事 事 例
4 . 高 度 技 術	キ ー ワ ー ド 評 価	[ 施 工 規 模 へ の 対 応 ] 1 対 象 構 造 物 の 高 さ、 施 工 面 積 等 の 規 模 2 対 象 構 造 物 の 形 状 の 複 雑 さ 3 . そ の 他 ( 理 由 : )	延べ面積が10,000㎡以上の建物 地上 9 階以上の建物 地下 2 階以上の建物 大空間のホール等を有する建物 研究所等、特殊設備・機能を有する建物
		[ 構 造 物 固 有 の 難 し さ へ の 対 応 ] 4 対 象 構 造 物 の 耐 震 レ ベ ル 5 既 設 構 造 物 の 補 強、 撤 去 等 特 殊 な 工 事 6 . そ の 他 ( 理 由 : )	建築工事で官庁施設の総合耐震計画規準の耐震安全性の分類において 類及びA類に属する工事 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画規準の耐震安全性の分類において甲類に属する工事 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画規準の耐震安全性の分類において甲類に属する工事 耐震及び免震構造の工事 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行った工事 仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事
		[ 技 術 固 有 の 難 し さ へ の 対 応 ] 7 . 工 種 及 び 工 法 の 特 殊 性 8 新 工 法 ( 機 器 類 を 含 む ) 及 び 新 材 料 の 適 用 9 . そ の 他 ( 理 由 : )	施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事 パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 その他、特殊な工法及び材料等を用いた工事等 特殊な設備システムを採用した工事 V E 提案された工法等が高度技術で評価できる場合
		[ 厳 しい 自 然 ・ 地 盤 条 件 へ の 対 応 ] 10 湧 水 の 発 生、 地 下 水 の 影 響 ( 地 盤 掘 削 時 ) 11 軟 弱 地 盤、 支 持 地 盤 の 状 況 12 雨、 雪、 風、 気 温 等 の 影 響 13 地 滑 り 等 の 地 質 条 件、 動 植 物 等、 歴 史 的 埋 蔵 文 化 財 対 する 配 慮 等 14 . そ の 他 ( 理 由 : )	地下水位が高くウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 冬期施工のため、大規模な冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースに制限を受けた工事 試掘したにもかかわらず、歴史的埋蔵文化財の発掘調査が必要となった工事 その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		[ 厳 しい 周 辺 環 境 等、 社 会 条 件 へ の 対 応 ] 15 地 中 埋 没 物 等 の 地 中 内 の 作 業 障 害 物 16 工 事 の 影 響 に 配 慮 す べ き 鉄 道 営 業 線、 供 用 中 の 道 路 ・ 架 空 線 ・ 建 築 物 等 の 近 接 物 17 周 辺 住 民 等 対 する 騒 音 ・ 振 動 の 配 慮 18 周 辺 水 域 環 境 対 する 水 質 汚 濁 の 配 慮 19 生 活 道 路 を 利 用 し て の 資 機 材 搬 入 等 の 工 事 用 道 路 の 制 約 及 び 作 業 ス ペ ー ス 等 の 制 約 20 現 道 上 で、 特 に 交 通 規 制 及 び そ の 処 理 が 伴 う 作 業 21 騒 音 ・ 振 動 ・ 水 質 汚 濁 以 外 の 環 境 対 策、 廃 棄 物 処 理 等 22 . そ の 他 ( 理 由 : )	地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 工事の先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 大気圧を超える気圧下の作業室での工事 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 酸欠、有毒、可燃性ガス等の対策が必要な工事 地上・水面から1.0m以上(1.0m以下)での工事 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事 その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		[ 施 工 現 場 へ の 対 応 ] 23 災 害 等 で の 臨 機 的 措 置 24 施 工 状 況 ( 条 件 ) の 変 化 に 対 応 し た 施 工 ・ 工 法 等 の 自 発 的 提 案 と 対 応 等 25 . そ の 他 ( 理 由 : )	特に困難な調整を要する他工事(近接区)の請負者が複数ある工事 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
	[ そ の 他 ] 26 . そ の 他、 施 工 及 び 工 法 等 の 優 れ た 技 術 力 及 び 能 力 と し て、 評 定 す る 必 要 が あ る 事 項 ( 理 由 : )	その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術	
記 述 評 価 【レ マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評 点 : 0 点 ・ 高 度 な 技 術 力 は、 加 点 評 価 と す る。 ・ 加 点 は + 1 3 点 ~ 0 点 の 範 囲 と す る。 ・ 該 当 キーワードの評価項目のチェックが2つごとに1点ずつ加点する。 (チェック数) / 2 = 評価点(小数点以下は切り捨てとし、加点限度は13点とする)	【高度技術のキーワードの詳細】	

- 1 . 高 度 な 技 術 力 と は、 工 事 全 体 を 通 じ て 他 の 類 似 工 事 に 比 べ て、 特 異 な 技 術 力 を 要 す る 必 要 が あ っ た 技 術 を 評 価 す る も の で あ る。 な お、 評 価 は 「 5 . 創 意 工 夫 」 と の 二 重 評 価 は し な い。
- 2 . 詳 細 評 価 の 記 述 に あ っ た っ て は、 担 当 係 長 と の 合 議 と し、 各 考 査 項 目 は キーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。
- 3 . 高 度 技 術 は 「 実 用 新 案 ・ 特 許 ク ラ ス 」 か ら 「 現 場 に 適 用 し た 本 当 に 些 細 な 工 夫 で は あ る が 非 常 に 役 立 つ 軽 微 な 工 夫 」 ま で 様 々 な レ ベ ル が あ る が、 本 項 目 で は 「 5 . 創 意 工 夫 」 で 評 価 し な っ た も の を 対 象 と す る。
- 4 . 評 定 は 請 負 業 者 よ り 報 告、 も し く は 提 案 の あ っ た も の を 検 討 す る。



工事成績採点の審査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の を黒く塗りつぶす

( 監督員用 )

審査項目	細 別	創意工夫キーワード一覧表 (創意工夫が多く見られるリスト)	
5 . 創意工夫 【軽微なもの】	キーワード評価	[ 準備・後片づけ関係 ]	
		1 . 測量・位置出しにおける工夫 2 . 現地調査方法の工夫 3 . その他 (理由: )	
		[ 施工関係 ]	
		4 . 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 5 . 工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み 6 . 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7 . 部材・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 8 . 電気工事等の配線、配管等での工夫 9 . 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫 10 . 照明・視界確保等の工夫 11 . 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫 12 . 運搬車両・施工機械等の工夫 13 . 支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫 14 . 施工管理及び品質向上等の工夫 15 . プレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫 16 . 改修工事における仮設施工の工夫 17 . その他 (理由: )	
		[ 品質関係 ]	
		18 . 集計ソフト等の活用と工夫 19 . 躯体工事の品質管理の工夫 20 . 材料の検査試験に関する工夫 21 . 施工の検査試験に関する工夫 22 . 品質記録方法の工夫 23 . その他 (理由: )	
[ 安全衛生関係 ]			
24 . 安全仮設備の工夫 (落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 25 . 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全バトロール等に関する工夫 26 . 現場事務所、労働者休憩所等の住居空間及び設備等の工夫 27 . 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 28 . 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫 29 . 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫 30 . ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 31 . その他 (理由: )			
[ 施工管理関係 ]			
32 . 出来形管理等に関する工夫 33 . 施工計画書及び写真記録等に関する工夫 34 . 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図の工夫 35 . C A D、施工管理ソフト、度量管理システム等の活用 36 . 異状気象時の対応 37 . その他 (理由: )			
[ その他 ]			
38 . その他 (理由: ) 39 . その他 (理由: )			
記述評価 【レ マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点: 0 点 ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価とする。 ・加点は+7点-0点の範囲とする。 ・該当キーワードの評価項目のチェックが5つごとに1点ずつ加点する。 (チェック数) / 5 = 評価点 (小数点以下は切り捨てとし、加点限度は7点とする)	【創意工夫の詳細評価】	

- 1 . 創意工夫においては「4 . 高度技術」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
- 2 . 「2 . 施工状況」「3 . 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価する。
- 3 . 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
- 4 . キーワードの評価 (選定) 及び詳細評価は、担当係長との合議をもって記述する。
- 5 . 設計変更の対象としない工法や施工段取り等で軽微な工夫。
- 6 . 評価は「4 . 高度技術」との二重評価はしない。
- 7 . 評価は請負業者より報告、もしくは提案のあったものを検討する。